

## 議案第 125 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 273 号を第 274 号とし、第 254 号から第 272 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 253 号中「第 188 号」を「第 189 号」に、「第 192 号」を「第 193 号」に改め、同号を同条第 254 号とし、同条第 252 号ア(イ)中「第 250 号ア(イ)」を「第 251 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第 250 号イ(イ)」を「第 251 号イ(イ)」に改め、同号を同条第 253 号とし、同条第 251 号中「第 188 号」を「第 189 号」に、「第 192 号」を「第 193 号」に、「第 253 号」を「第 254 号」に改め、同号を同条第 252 号とし、同条第 250 号ア中「第 252 号」を「第 253 号」に改め、同号を同条第 251 号とし、同条中第 249 号を第 250 号とし、第 248 号を第 249 号とし、同条第 247 号中「第 188 号」を「第 189 号」に改め、同号を同条第 248 号とし、同条第 246 号中「第 248 号」を「第 249 号」に改め、同号ア中「第 244 号ア(ア)から(カ)まで」を「第 245 号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「第 244 号イ(ア)から(カ)まで」を

「第 2 4 5 号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第 2 4 4 号ウ(ア)から(ケ)まで」を「第 2 4 5 号ウ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号を同条第 2 4 7 号とし、同条第 2 4 5 号中「第 1 8 8 号」を「第 1 8 9 号」に、「第 1 9 2 号」を「第 1 9 3 号」に、「第 2 4 7 号」を「第 2 4 8 号」に改め、同号を同条第 2 4 6 号とし、同条第 2 4 4 号イ中「第 2 4 6 号」を「第 2 4 7 号」に改め、同号を同条第 2 4 5 号とし、同条中第 2 4 3 号を第 2 4 4 号とし、第 1 9 5 号から第 2 4 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 9 4 号中「第 1 8 8 号」を「第 1 8 9 号」に、「第 1 9 2 号」を「第 1 9 3 号」に改め、同号を同条第 1 9 5 号とし、同条中第 1 9 3 号を第 1 9 4 号とし、第 1 3 3 号から第 1 9 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 3 2 号中「第 9 5 号から第 1 2 8 号まで」を「第 9 6 号から第 1 2 9 号まで」に改め、同号を同条第 1 3 3 号とし、同条第 1 3 1 号中「第 9 5 号」を「第 9 6 号」に改め、同号を同条第 1 3 2 号とし、同条中第 1 3 0 号を第 1 3 1 号とし、第 1 6 号から第 1 2 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付
- 1 枚につき 5 0 0 円

第 2 条の 2 第 1 項中「前条第 1 9 号」を「前条第 2 0 号」に改める。

第 5 条中「第 2 条第 2 7 1 号」を「第 2 条第 2 7 2 号」に改める。

第 2 条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 5 号を次のように改める。

- (15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 1 7 条第 8 項の規定に基づく個人番

号カードの再交付

1枚につき 800円

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、個人番号カード及び通知カードの再交付に係る手数料を新設し、並びに住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料を廃止するため、この条例を制定するものである。